府中市が発注する建設工事に参加する者に必要な資格に係る
主観的事項に係る点数の算出方法について

平成26年11月4日改正
平成28年10月1日改正
平成30年10月1日改正
令和2年10月1日改正
令和4年10月11日改正

1　建設工事等入札参加資格審査事務処理要領（平成１４年１２月１日制定）第６条第１項第２号に規定する主観数値の算出は、次に定める方法によるものとする。

主観数値　＝　工事成績平均数値（α）＋　指名除外数値（β）+その他数値
※その他数値～建設業労働災害防止協会への加入、エコアクション２１の認証又はISO14005の取得の有無、障害者雇用の状況、次世代育成支援への貢献状況など

(1)　市が発注した建設工事の完成工事成績

新規認定年度直前の１２月末までの２年間に、しゅん工検査に合格し市が発注した建設工事のうち、工事成績評点が付されている各建設工事のしゅん工検査の総評点（以下「工事成績点」という。）。

なお、特定建設企業体が受注した工事については、当該工事全体の請負金額を各構成員の当該工事に係る出資比率により按分した金額を算定に使用するものとする。

【工事成績平均数値αの算出方法】

$$\alpha = \left(\frac{A_1 \times B_1 + A_2 \times B_2 \cdots\cdots\cdots + A_n \times B_n}{B_1 + B_2 \cdots\cdots\cdots + B_n} \right) \times 3$$

※αの数値については、小数点第１位を四捨五入処理する。
※計算に用いる各記号の定義は次のとおりとし、審査する工事の種類ごとに当該工事の種類が一致するデータを用いて算出する。

計算に用いる各記号の定義
Ａ：各工事の工事成績点－６５
Ｂ：各工事の最終契約金額補正係数

最終契約金額区分	補正係数
３００万円以上５００万円未満	1
５００万円以上１０００万円未満	2
１０００万円以上５０００万円未満	3
５０００万円以上２億円以未満	4
２億円以上	5

⑵　市の指名除外の状況

新規認定年度直前の１２月末までの２年間に、府中市建設業者等指名除外要綱（平成１３年７月１日制定）第２条第１項の規定により指名除外の措置を決定した者に対する当該指名除外を行った月数の合計値（以下「指名除外月数」という。）ただし、府中市建設業者等指名除外要綱別表１８に基づく指名除外期間は含めない。

【指名除外数値】

β＝　指名除外月数×（－８）

【その他数値の配点】

⑶　建設業労働災害防止協会に加入している場合

２点

⑷　エコアクション 21 の認証又は ISO14005 を取得している場合

２点

⑸　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 1 項の規定により、第 2 条第 1 項に規定する障害者（「以下「障害者」という。」を雇用する義務のある者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和 34 年政令第 292 号）第 9 条に規定する障害者雇用率を達成した場合、又は障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用の義務のない者が、障害者を１名以上直接的かつ恒常的に雇用している場合

２点

⑹　広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体（マイロード・ラブリバー認定団体）として認定を受けていること

２点

⑺　広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度において登録されていること

４点

⑻ 県内市町の消防団協力事業所表示制度に基づき消防団協力事業所に認定されていること

２点

⑼　犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける協力事業主として広島保護観察所に登録されていること又は公益財団法人暴力追放広島県民会議が行う、暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所として登録されていること

２点

⑽　令和３・４年度災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結し、かつ、令和５・６年度災害時応急対策活動等に関する基本協定の締結を希望する場合

４点